

松戸市送迎保育ステーションコワーキングスペース利用規約

第1章 総則

(目的)

第1条 送迎保育ステーションの一時預かりを活用して託児機能付きのコワーキングスペースを設置することで、「新しい生活様式」に対応した働き方をするリモートワーカー（在宅勤務者等）の育児と仕事の両立を支援するものです。

(規約の適用)

第2条 この規約は送迎保育ステーションのコワーキングスペースを利用される全ての方に適用されます。

2 送迎保育ステーションコワーキングスペース利用者はこの規約を遵守するものとします。

第2章 送迎保育ステーションコワーキングスペースの利用

(事業主体)

第3条 本事業は、松戸市が委託した事業者が実施する「松戸市送迎保育ステーション事業」において、送迎バスを利用する児童を指定園に送迎してから夕方送迎バスが到着するまでの送迎保育ステーションの空き時間を利用したものととなります。

(事業内容)

第4条 送迎保育ステーションのコワーキングスペースは、リモートワーカーなどの在宅勤務者で、就学前までの児童（送迎保育ステーションの施設内でお子さまを一時的にお預けになる場合は、3歳児から就学前まで）の子育て世帯の育児と仕事の両立を支援するため設置するものです。

(利用対象者)

第5条 送迎保育ステーションのコワーキングスペースを利用できるのは、次の各号いずれかに該当する松戸市在住の就学前児童の保護者となります（但し、送迎保育ステーションの施設内でお子さまを一時的にお預けになる場合は、3歳児から就学前まで）。

- (1) お子さまを送迎保育ステーションに預けて、コワーキングスペースを利用する場合（一時預かり込）
- (2) お子さまを送迎保育ステーションに預けて、自宅や図書館等で在宅勤務等する場合（一時預かり）
- (3) お子さまが在園している小規模保育施設や幼稚園などにお預け後、コワーキングスペースを利用する場合（コワーキングスペースのみ）

(利用の制限)

第6条 対象児童及び保護者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、本事業の利用を認めないことがあります。

- (1) 施設で受け入れる数を超える場合
- (2) 利用者の健康面に問題がある場合
- (3) 対象児童及び他の利用児童の安全を確保することが困難である場合又は、困難であると予見される場合
- (4) 危険物の持ち込みや騒音等、他の利用者や職員等の迷惑であると予見される場合
- (5) その他、送迎保育ステーションの利用を不相当と認めた場合

(同意事項)

第7条 送迎保育ステーションのコワーキングスペースを利用する方は、次の各号全てに同意した方とします。

- (1) 利用時間は原則10時から15時の間で一日最大4時間以内、一週間で3日以内となります。ただし、送迎保育ステーションの状況により可能な範囲で利用可能な場合があります。
- (2) 利用登録等にあたっては、お勤めの企業等が在宅勤務制度等を導入しており、またコワーキングスペースの利用希望者が、利用希望日にリモートワーク（在宅勤務等）することがわかる書類の提出により、コワーキングスペースの利用対象者となります。また、必要に応じて就労状況（シフト表等）の確認をすることがあります。
- (3) ご利用の際には、緊急連絡先を送迎保育ステーションにお知らせください。
- (4) 11時から12時の時間帯にお子さまを送迎保育ステーションにお預けになってコワーキングスペースを利用する場合は、お子さまのお弁当はご持参ください。
- (5) ご利用の際にお持ち込みしたものは、原則として各自お持ち帰りください。
- (6) 盗難や破損事故、人的事故等についての責任は負いませんのでご了承ください。

(利用申請)

第8条 送迎保育ステーションのコワーキングスペースご利用の申込みは、「送迎保育ステーションコワーキングスペース利用申請書」（第9号様式）に必要事項をご記入のうえ、利用希望月の1か月前から利用希望日3日前までに送迎保育ステーションに直接提出してください。初回予約時は児童の健康状態等について保護者の方へ事前聞き取りが必要となる場合がありますので、各送迎保育ステーションの指示に従ってください。

2 送迎保育ステーションでは、日々の申込状況を確認のうえ、受け入れられる人数の範囲内で利用調整を図り、預かり可能な場合に児童をお預かりいたします。

(利用料金)

第9条 コワーキングスペースの利用料金は、1回500円となります（1回最大4時間）。なお、お子さまを送迎保育ステーションでお預かりするか否かを問わず、同一料金での利用が可能ですが、兄弟でのお預かり等により、お預かりするお子さまが1人を超える場合は、その人数に応じて一時預かり料金が発生します。

2 送迎保育ステーションのコワーキングスペース利用料は、利用者様から送迎保育ステーションに直接お支払いをお願いいたします。

第3章 その他

(事故・怪我について)

第10条 本事業時間の児童の事故や怪我については、保険（施設賠償責任保険・自賠責保険・任意保険）の範囲内で対応します。

第11条 この利用規約は令和3年4月1日から施行します。